

## 移転先についての留意事項

移転先が同一日常生活圏域内における移転の場合には、下記についてご留意ください。  
(同一日常生活圏域外へ移転する場合は、公募選定の対象となります。)

### ・防災マップの確認

立地については、新規整備と同様に「小規模多機能型居宅介護事業、看護小規模多機能型居宅介護事業、認知症対応型共同生活介護事業 建設の手引き」※の立地条件に準じてください。詳細は、介護事業指導課 整備担当にご相談ください。

(※当 web ページの前項「1.令和○年度整備及び未整備圏域・随時開所(令和○年度募集)について」に掲載)

土砂災害警戒区域等の該当の有無について、次のURLから確認できます。

神奈川県土砂災害情報ポータル (土砂災害(特別)警戒区域・急傾斜地崩壊危険区域)

【神奈川県のHP】

<http://dosyasaigai.pref.kanagawa.jp/website/kanagawa/gis/index.html>

わいわい防災マップ (洪水・内水・高潮浸水想定区域、津波浸水予測区域)

【横浜市のHP】

<https://wwm.city.yokohama.lg.jp/yokohama/Portal>

### ・市街化調整区域における立地要件

横浜市開発審査会提案基準第 20 号又は第 27 号の改定により、小規模多機能型居宅介護事業所及び看護小規模多機能型居宅介護事業所を、市街化調整区域に立地することが可能となりました(平成 31 年 4 月 1 日施行)が、「予定建築物の敷地は、既存又は整備中(公募選定済み)の小規模多機能型居宅介護事業所及び看護小規模多機能型居宅介護事業所の敷地から 250 メートル以上離れていること。」が必要です。

### ・地元への説明

新規整備と同様に、近隣住民への説明及び自治会町内会との事前調整を行ってください。